

③ 事業実施に当たっての留意点

- a. 助成額は、年額1人当たり上限25,000円とする。
- b. 家族介護教室と一体的に実施することも可とする。

(エ) 家族介護者ヘルパー受講支援事業

① 実施方法

利用対象者が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員に関する省令（平成12年厚生省令第23号）に規定する訪問介護員研修2級又は3級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。

② 利用対象者

高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族

③ 事業実施に当たっての留意点

- a. 助成額は、年額1人当たり上限30,000円とする。
- b. 利用者は、教材費等の実費を負担するものとする。

(オ) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

① 実施方法

痴呆性高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる仕組み（システム）を活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

② 利用対象者

徘徊の見られる痴呆性の高齢者を介護している家族

③ 事業実施に当たっての留意点

利用者は、機器のリース料等の実費を負担するものとする。

(カ) 家族介護慰労事業

① 実施方法

支給対象者に対して、介護を行っていることの慰労として金品（年額100,000円まで）を贈呈した場合に、これに要する経費を助成する。

② 支給対象者

要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であつて過去1年間介護保険サービス（年間1週間程度のショートステイ

の利用を除く。) を受けなかったものを現に介護している家族。

③ 事業実施に当たっての留意点

- a. 要介護認定を受けていない高齢者については、市町村の判断で、正式な審査判定を経ないまでも、基本的には要介護認定と同じ方法を利用して、要介護4又は5に相当すると判断されるものを対象とする。
- b. 家族が高齢者と同居していない場合であっても、隣地に居住していて事実上同居に近い形で介護に当たっている場合などは、実情に応じて市町村が支給するかどうか判断するものとする。
- c. 過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く。)を受けなかった高齢者を介護する家族を支給対象者とすることから、支給を行う1年前に要介護4又は5に相当することが認められていることが必要である。したがって、市町村は、支給を行う1年前から順次対象予定者のリストアップを行った上で、それぞれの者について1年間のサービスの利用状況を見て支給を行うか否かの判断を行うものとする。

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

ア 事業内容

本事業は、高齢者が家庭・地域・企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

イ 実施主体

実施主体は市町村とする。ただし、市町村は地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、住民参加型非営利組織、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することができるものとする。

ウ 実施方法

- ① 本事業を実施する市町村には、市町村老人クラブ連合会、市町村社会福祉協議会等の団体に広く参加を呼びかけ、高齢者の生きがいと健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。
- ② 推進会議は、本事業についての総合的な企画、立案を行うとともに、事業間の連絡調整、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善等を行うものとする。

エ 利用対象者

おおむね60歳以上の高齢者

オ 事業内容

- ① 高齢者の社会活動についての広報活動等
- ② 文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興
- ③ スポーツ・娯楽活動、健康増進活動の推進、同好会等の育成及び関係団体等との連絡・調整
- ④ 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興、市町村高齢者教養講座及び中高年者健康生きがい講座等の開催
- ⑤ 高齢指導者（シニアリーダー）の活用事業
- ⑥ その他、本事業として適当と認められる事業

カ 事業実施に当たっての留意点

- ① 本事業は老人クラブ連合会をはじめとする各種団体の協力のもと、地域の元気な高齢者が中心となり、かつ主体的に活動のできる事業となるよう配慮すること。
- ② 学校の空き教室、農林漁業関係施設、さらには地域の優れた人材等、既存の「人、物」を有効に活用しながら事業を推進すること。
- ③ 本事業と推進機構が実施する事業とは相互に密接に関連するものであることから、推進機構との連絡調整を密にするとともに、事業を共同で実施するなど、相互の協力・支援体制を整備すること。

(5) 成年後見制度利用支援事業

ア 事業の趣旨

介護保険サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

イ 事業内容

(ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

(イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 利用対象者

次のいずれにも該当する者

- a. 介護保険サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者等
- b. 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c. 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

- ② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

（6）緊急通報体制等整備事業

ア 実施方法

ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために次の事業を行う。

(ア) 近隣住民、ボランティア等に対する啓発普及活動

(イ) 近隣住民、ボランティア等であって安否の確認や、緊急時の対応等必要な措置を執ることができる者（協力員）の確保（登録等）

(ウ) その他、緊急時の連絡体制整備に資する事業

なお、当分の間、必要と認められる場合には、緊急通報装置の給付又は貸与を併せて実施することができるものとする。この場合にあっては、利用者の負担能力に応じ、実費に相当する額を定めて徴収することができるものとする。

イ 利用対象者

おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者

ウ 緊急通報装置の性能

対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することができる機器等とする。

エ 事業実施にあたっての留意点

緊急時の救護等のため、消防署、老人福祉施設、医療機関、協力員等による連携システムを確立すること。

(7) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業を始めとする各種施策をより効果的に展開するために、地域の高齢者やその家族等に対して、「寝たきりゼロへの10か条」の広報など積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

イ 事業内容

市町村は、地域の実情に応じて次のうちから適宜必要な事業を実施するものとする。

- (ア) 市町村の実情を十分把握し、寝たきり予防対策に向けた推進方策の企画、立案及び事業の実施効果の分析
 - (イ) 寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスターその他の広報媒体を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
 - (ウ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会、シンポジウム等、各種行事を通じた寝たきり予防推進対策の普及・啓発
 - (エ) その他寝たきり予防対策の推進に必要な普及・啓発事業

ウ 委員会の設置

- (ア) 市町村は、保健所、福祉事務所、教育委員会、医師会、地域住民組織、老人クラブ等の代表者、保健婦（士）、看護婦（士）その他の本事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- (イ) 委員会は、市町村に対しに掲げる事業の効果的な実施に向けての助言その他の支援を行うものとする。
- (ウ) 委員会は、本事業の推進を図るため、年4回程度開催するものとする。

エ 事業実施に当たっての留意点

事業の実施に当たっては、地域の医療機関、社会福祉施設等関係団体との連携を図るものとする。

(8) 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業

ア 事業内容

この事業は、高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、市町村がそれぞれの地域の特性に応じて、公民の協力の下に地域住民の老後における健康や福祉をはじめとする高齢化に対応するための様々な機能の総合的、計画的な整備を図るための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定し、併せて基本計画の広報啓発活動を実施することにより、管内の地域住民に対して広く普及啓発を図ることとする。